

274

令和 7 年 9 月 17 日

三重県知事 一 見 勝 之 殿

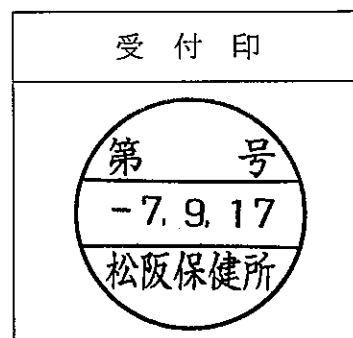
医療法人の住所 三重県松阪市嬉野町 1 4 5 5 番地 3
医療法人の名称 医療法人 井口小児科
理事長 井 口 恵 子
電話 (0 5 9 8) 4 2 - 2 9 0 0

決 算 届

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書
(自 令和 6年 7月 1日 至 令和 7年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 井口小児科
① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
② ☐社会医療法人 ☐特定医療法人 ☐出資額限度法人
☒その他
③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 松阪市嬉野町1 4 5 5 番地 3
- (3) 設立認可年月日 平成 19 年 2 月 28 日
- (4) 設立登記年月日 平成 19 年 3 月 12 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第4 2条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 井口小児科	2410705848	三重県松阪市 嬉野町1 4 5 5 番地 3	0

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第4 2条の3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 8月 4日	令和5年度決算の決定
令和 7年 6月22日	令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 井口小児科
所在地 松阪市嬉野町1455番地3

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 7年 6月30日現在)

1. 資 産 額 71,640,131 円
2. 負 債 額 5,697,900 円
3. 純 資 産 額 65,942,231 円

(内 訳) (単位：円)

区 分		金 額
A	流 動 資 産	23,039,148
B	固 定 資 産	48,600,983
C	資 産 合 計 (A + B)	71,640,131
D	負 債 合 計	5,697,900
E	純 資 産 (C - D)	65,942,231

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 井口小児科
所在地 松阪市嬉野町1455番地3

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和 7年 6月30日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	23,039	I 流 動 負 債	5,697
II 固 定 資 産	48,600	負 債 合 計	5,697
1 有 形 固 定 資 産	869	純 資 産 の 部	
2 そ の 他 の 資 産	47,731	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	55,942
		純 資 産 合 計	65,942
資 産 合 計	71,640	負債及び純資産合計	71,640

法人名 医療法人 井口小児科

※医療法人整理番号

所在地 松阪市嬉野町1455番地3

損 益 計 算 書 (自 令和 6年 7月 1日 至 令和 7年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 医療業収益	88,571
2 医療業費用	97,448
本来業務事業損失	8,877
医療業損失	8,877
II 医療外収益	2,867
III 医療外費用	0
経常損失	6,009
法人税等負担額	956
当期純損失	6,966

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 井口小児科
理事長 井口 恵子 殿

私たちは、医療法人 井口小児科の令和 6年度（令和 6年 7月 1日から令和 7年 6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 8月17日

医療法人 井口小児科

監事 吉田 洋